

平成24年度 第3回高山市教育委員会定例会議事録

1. 日 時 平成24年6月22日（金） 午前9時から
2. 場 所 高山市役所 302会議室
3. 出席者 委 員 弓削委員長、打江委員、保谷委員、北村委員、中村教育長  
事務局 関事務局長、野畑教育総務課長、中野谷学校教育課長、西永文化財課長、教育総務課清水  
説明員 船坂国体推進課長
4. 署名者 北村委員

午前9時開会

- 弓削委員長 本日の委員会は、出席委員5名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、定足数に達していますので、成立しております。ただ今から、平成24年度第3回高山市教育委員会定例会を開会いたします。
- 弓削委員長 会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、「北村委員」を指名いたします。
- 弓削委員長 前回定例会の会議録の承認を行います。前回定例会の会議録について「打江委員」お願いいたします。

（打江委員 報告）

- 弓削委員長 それでは、前回定例会の会議録について、ご承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

- 弓削委員長 前回の会議録は、調製のとおり承認されました。

- 弓削委員長 次に、中村教育長から報告がございます。

（教育長報告）

- 弓削委員長 それでは、日程第1、議第5号「平成24年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題といたしますが、当議題につきましては内容に個人に関する情報が含まれておりますので、法律第13条第6項ただし書の規定により、公開しないこととしたいと思います。

○弓削委員長       それでは、ただ今お諮りしました議第5号は、公開しないこととすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○弓削委員長       ご異議なしと認めます。よって、議第5号は、公開しないことに決しました。

○弓削委員長       それでは、改めまして日程第1、議第5号「平成24年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。  
事務局より説明願います。

○中野谷学校教育課長     <資料に基づき説明>非公開

○弓削委員長       事務局の説明は終わりました。ご質疑等はございませんか。

(非公開)

○弓削委員長       ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○弓削委員長       それでは、ただ今議題となっております議第5号について、事務局説明のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○弓削委員長       ご異議なしと認めます。よって、議第5号について、事務局説明のとおり決しました。

○弓削委員長       次に、日程第2、議第6号「高山市教育委員会点検評価委員の選任について」を議題といたします。  
事務局より説明願います。

○野畑教育総務課長     <資料に基づき説明>

○弓削委員長       事務局の説明は終わりました。ご質疑等はございませんか。

○保谷委員           金融機関の方が委員となることに対し、必然性はあるのでしょうか。

○野畑教育総務課長     事務事業の点検評価ということで、財政面、コスト面でチェックをしていただくために、財政、金融に精通している金融機関の代表として委員をお願いするものです。

○保谷委員            そういった趣旨であるならば、税理士や公認会計士のほうが適任だと思われます。

○野畑教育総務課長   従来から同様の選考をしているのですが、事務局としましては広く精通している方と判断して選考しています。

○保谷委員            高山市教育委員会の点検評価を行うわけなのですが、今回提案のあった十六銀行は転勤もあって地元の方ではありません。地元の金融機関である高山信用金庫や飛騨信用組合であれば、転勤もなく地元の方であるため、今回は提案のとおりで結構ですが、次回からはそういった方面での委員を検討してはどうかと思いますがいかがでしょうか。

○野畑教育総務課長   十六銀行については高山市の金融機関の代表ということで、それぞれの金融機関の意見も吸い上げることができるという思いから選考しているものです。なお、次回の選考にあたっては、再度多方面から検討していきたいと思います。

○北村委員            保谷委員の意見は、以前任期途中で転勤があつて委員が交代したということがありましたので、地元の方であれば交代することがなくなるということだと思います。

○野畑教育総務課長   確かに十六銀行は広域に渡っていますので転勤があります。今後は銀行関係者、会計士、税理士など他方面から検討を行いたいと思います。

○弓削委員長        ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○弓削委員長        それでは、ただ今議題となっております議第6号について、事務局説明のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○弓削委員長        ご異議なしと認めます。よって、議第6号について、事務局説明のとおり決しました。

○弓削委員長        次に、日程第3、議第7号「高山市暴力団排除条例の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について」と、日程第4、議第8号「高山市歴史民俗資料館資料の閲覧等に関する規程の一部を改正する訓令について」は関連がありますので、教育委員会会議規則第25条に基づき、一括議題といたします。

○野畑教育総務課長 <資料に基づき説明>

○弓削委員長 事務局の説明は終わりました。ご質疑等はありませんか。

○保谷委員 施設使用の申請時に、暴力団の活動に使用しないことなどを宣誓することによって暴力団が排除できるのでしょうか。

○野畑教育総務課長 申請書にそういった項目を入れることによって排除できるのかということですが、まず高山市として暴力団に対する姿勢を示すという効果があると思います。実際は申請をいただいてチェックするには、岐阜県警察本部に問い合わせしないと分からないという実態がありますので、団体の登録時にもチェックするなど対応したいと考えています。

○中村教育長 暴力団排除条例の施行に伴い、改正をしなかった規則、改正をしなくてもよかった規則にはどのようなものがありますか。

○野畑教育総務課長 教育委員会の規則の中に、教職員住宅について規則があります。住宅使用の申請行為については、教員自体には暴力団の方がいないという上位法の規定がありますので、今回暴力団に関する規程は入れませんでした。

○保谷委員 必要に応じ岐阜県警察本部に照会するということですが、申請全てをチェックするのは大変ですので、必要となる場合だけということでしょうか。また、例えば生涯学習ホールの申請をした場合、直ぐには許可が下りないということになるのでしょうか。

○野畑教育総務課長 利用実績のある方は、今までどおりの手続きになると思います。新規の方だとか、分からない方でチェックが必要であれば、岐阜県警察本部に問い合わせることになると思いますが、基本的には今までどおりの手続きになります。申請時の判断となりますので、非常に難しい判断だと思います。

○弓削委員長 過去に暴力団に関する事件があったのでしょうか。

○野畑教育総務課長 過去に事件があったかどうかについては把握していませんが、文化会館についてはいろいろな方が使用しますので、その際には協議などはあったかと思います。

○打江委員 申請書は資料にあるとおりの内容に変更するのでしょうか。

○野畑教育総務課長 対象となる全ての申請書が資料のとおり変更されます。

○打江委員 初めて施設を利用する方がこの申請書を見た時、暴力団員ではないのに疑われているという印象を受けますが、実際市民の方はどう受け止めるのでしょうか。また申請書には印も押すのでしょうか。

○野畑教育総務課長 今回は高山市が暴力団を排除していくという姿勢を見せることが必要となりますので、全ての様式に明記することになりました。また印を押す件につきましては、補助金の交付申請書には印を押していただく必要がありますが、施設の利用申請には署名だけの場合があります。

○関事務局長 補足ですが、条例については昨日の市議会にて議決を得まして、教育委員会だけでなく高山市の全ての様式が変更されることとなります。また他県や他市の状況をお話ししますと、全ての県で同様の条例が制定されていますし、県内でも7市で同様の条例が制定されています。こうして自治体が手を取りあうことが、暴力団に対する抑止力となってまいります。

○中村教育長 打江委員の意見は、こうした対応を取らざるを得ないことに対してのさみしさであり、ましてや教育委員会の施設も同様とすることについて、教育の営みとしてもむなしさを感じてしまうという意味合いだと思います。

○西永文化財課長 今回対象となる規則の半分以上は文化財課の関係となりますが、私も同様に考えていました。資料を閲覧に來ただけなのに、そこまで必要となるのかなど内部でも話しました。今回の変更により利用が委縮するなど影響がないよう、指定管理者も含め十分趣旨を説明して対応するようになりたいと考えています。

○打江委員 市民の方々に、暴力団排除の取り組みについて広く知っていただき、ご理解いただくことが大事であるので、周知を徹底してほしい。

○野畑教育総務課長 ただ今のご意見は高山市全体に関わることなので、関係課と調整し、市民の方に誤解を与えないよう高山市の姿勢を理解していただくよう努めてまいります。

○北村委員 仮に関係者ということが発覚した場合はどうなるのでしょうか。申請が取り消されるということになるのでしょうか。

○関事務局長 偽って申請をしたということになりますので、許可を取り消すことが可能になると思います。

- 弓削委員長      ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。
- 弓削委員長      それでは、ただ今議題となっております議第7号及び議第8号について、事務局説明のとおり決するにご異議ございませんか。
- （異議なし）
- 弓削委員長      ご異議なしと認めます。よって、議第7号及び議第8号について、事務局説明のとおり決しました。
- 弓削委員長      次に、日程第5、報告4「高山市学校図書館図書選書委員会運営要綱について」を議題といたします。  
事務局より説明願います。
- 中野谷学校教育課長      <資料に基づき説明>
- 弓削委員長      事務局の報告は終わりました。ご質疑等はいかがでしょうか。
- 中村教育長      今回のような図書選書のシステムがこれまで無かったかというところではなく、事実上課題図書については、どの学校でも同じものを購入するということをしていました。今回要綱の趣旨にあるとおり、学校図書館の学習センターとしての機能のアップさせるため、高山市の小中学校の図書全体について選書していこうとするものです。
- 打江委員      小中学校の図書について、ある程度統一性が出てくるということですか
- 中野谷学校教育課長      原則として各学校で希望する図書を購入しますが、一部で統一性が出てくるということです。
- 弓削委員長      図書の数は学校に応じて決まっているのですか。
- 中野谷学校教育課長      基準の数に生徒数に応じた数を合わせたものが、その学校の図書の数となります。
- 保谷委員      図書システムを活用することにより、他の学校に希望する図書があることを確認できると思いますが、実際に借りる場合にはどうするのでしょうか。
- 中野谷学校教育課長      各学校の図書指導員が本を箱に詰め、教育委員会のポストを経由して受け渡しします。高山市図書館ともつながっていますので連携ができるようになります。

- 関事務局長 現在、各学校において既存の図書にラベルを貼る作業を行っています。10月頃のシステムの本格稼働に向け、業者と連携を図っているところであります。
- 保谷委員 システムがうまく機能し、図書指導員が受け渡しの作業していただければ、必ずこの学校にこの図書は無くはないことはなく、どの学校にどの図書があっても関係は無いということですか。
- 中野谷学校教育課長 システム上はそうなのですが、図書室に本があることで、子どもたちや先生が実際に図書室へ行き、本を開いて読みたい、また読ませたいと体験することができますので、特定の学校にだけ図書があればいいということではありません。子どもたちに読ませたいと思う本があるが、その学校だけでは不足する場合、システムにより他の学校から本を集め、全員の子どもに読ませるということになります。
- 中村教育長 借り手側からすると委員の指摘どおりですが、高山市の小中学校における図書館教育の視点で見た場合、どういうものがどんなふうにあると子どもたちの読書あるいは学習によりよいものとなるか、全体像としてそれを見る見方が今まではありませんでした。また単発の本は各学校にあるので、必要なときには集めるようにしたい。今、システムが整うことによってその二つが同時に進められようとしています。あとはどれだけでも早く、パソコンを含めた環境が整備されるようにしたいと願っています。
- 保谷委員 パソコンの整備に関してですが、以前バーチャルハイスクール事業がうまくいかなかったことがありました。東山中学校では、最初のうちこそ中国と映像と音声のやりとりができたが、複数回線をつなごうとすると、回線が細いせいなのか映像が映らなくなってしまった。国府中学校と荘川中学校については全くつながりもしなかった。各校の通信環境にばらつきがあることも原因でありました。是非、早く普通に使用できる環境にしていきたいと思えます。
- 弓削委員長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。
- 弓削委員長 次に、日程第6、報告5「平成24年度第21回市民海外派遣事業について」を議題といたします。  
事務局より説明願います。
- 中野谷学校教育課長 <資料に基づき説明>
- 弓削委員長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

○中村教育長 今回は引率者に学校の教員を付けることで、事前の学習会を充実させ、行ってきた子どもたちが、次に行く子どもたちのモチベーションになるような何かを企画していこうじゃないかという形で進めているところです。

○保谷委員 以前から申し上げていますが、この事業も見直し時期だと思います。そもそも市町村合併前に各町村で行っていた派遣事業が、合併後にスピーチコンテストの事業と合わさる形で実施されているのですが、ビジョンがはっきりしていない。

海外へ行きたいと応募してきた子は、自己負担があってもいいのであれば全員行かせてあげた方がいいと思います。そういった工夫をすればいいのですが、例年何の変わりもないまま続けられていることが無駄にも思えてしまいます。

○中野谷学校教育課長 教育委員会内でも英語の担当職員が同行し、子どもたちの交流の今後の構想を考えていくのが、今年度の特徴だと思っています。また学校の教員が参加するのも、子どもたちの継続的な意識の高まりをどうしていくのか考えることでもあります。

今年嬉しかったのは、少年の主張コンクールで国府中学校の女の子が、エコということに関し、自分の家は古いけどふすまを外せば風がとおり、また親戚が多く来ても広い畳の部屋で泊ることができるなど、日本の本来の文化を見直すことが必要なんじゃないかという主張でした。その子は昨年度海外派遣に参加し、外国の建物や食生活などを見て、改めて今の自分の家や生活を見直して発表してくれました。

そういった子どもをどれだけ増やしていくか、その子の意見をどう生かしていくのか、広がりをつけていくのかが、保谷委員の言われていることであり、私としても課題だと思っています。

○保谷委員 先進国ばかりでなく、例えばカンボジアの田舎などは学ぶことがたくさんあります。感受性の高い中学生が現地の空気に触れて感じることは、非常に多くのことがあると思います。大人でもたくさんあります。

○北村委員 先進国であっても人との交流をしに行くわけですので、値打ちのあることだと思います。かたや保谷委員の言われるとおり、お金をかけるのであれば、教育的見地からすると他にもっとやりたいことがあることも分かりますので、今後検討をしていく必要があると思います。

○弓削委員長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○弓削委員長      それでは、次にその他に入りたいと思います。「後援名義使用について」の報告をお願いします。

○野畑教育総務課長      <資料に基づき報告>

○弓削委員長      事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

(質疑なし)

○弓削委員長      ご質疑は無いようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

○弓削委員長      次に「第67回国民体育大会ぎふ清流国体開催スケジュールについて」の報告をお願いします。

○船坂国体推進課長      <資料に基づき報告>

○弓削委員長      事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

(質疑なし)

○弓削委員長      ご質疑は無いようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

○弓削委員長      その他に報告がありましたら順次報告願います。

○弓削委員長      次に、次回7月定例会の開催日時について決定したいと思います。

**【7月20日      午前9時】**

○弓削委員長      次回7月高山市教育委員会定例会を7月20日（金）午前9時といたします。

○弓削委員長      それでは以上をもちまして、本日の議事日程が全部終了いたしましたので本日の会議を閉じ、平成24年度第3回高山市教育委員会定例会を閉会いたします。

午前10時50分閉会